

### (基準の特例)

**第30条の6** 第30条の2から第30条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

### 【解釈及び運用】

- 1 本条は、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災の被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいて当該条例の規定に関する適用を除外することができることを規定したものである。
- 2 消防長又は消防署長が本条の適用除外を判断する際の具体例としては、次のようなものが考えられるものである。
  - (1) 「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」(平成17年1月25日付け消防予第17号消防安第32号)に定める基準に適合した住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合
  - (2) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和61年12月5日付け消防予第170号)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号)に定める共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備又は、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合
  - (3) 消防法令の想定していないような高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合